

令和 3 年度第 8 回庁議提案  審議 ・ 報告 ・ その他

提出 日：令和 3 年 7 月 2 0 日

担当部・課：復興政策部復興政策課〔内線 4 2 1 5〕

① 件 名
一般社団法人日本カーシェアリング協会との包括連携協定の締結について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>一般社団法人日本カーシェアリング協会は、平成 2 3 年 7 月に仮設住宅において寄附車を活用し車の共同利用をサポートする「カーシェアリング」のテスト運行を開始した後、同年 1 0 月に公的機関の許可を受け正式に事業を開始した。</p> <p>平成 2 4 年 2 月には本市から同法人へ「カーシェアリング・コミュニティ・サポートセンター」の運営を委託し、仮設住宅をはじめとした地域でカーシェアリングを広め、平成 2 7 年 6 月に復興公営住宅へ導入して以降、会員と対象地域を拡大しており、地域の助け合いや高齢者における交通課題解消の一助となっている。</p> <p>平成 3 0 年 8 月 1 7 日には、災害時における電気自動車による避難所等での電源供給や、市民への車両貸し出し等について定めた「災害時の相互応援に関する協定」を締結しているが、令和 3 年 6 月に同法人から包括連携協定を締結したいとの申出があり、協議を行ってきた。</p> <p>【目的】</p> <p>一般社団法人日本カーシェアリング協会との包括連携協定を締結し、市民の利便性向上と地域の活性化を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 3 0 年 8 月 災害時の相互応援に関する協定締結</p> <p>令和 3 年 6 月 一般社団法人日本カーシェアリング協会から包括連携協定締結について申出</p> <p>7 月 具体的な連携事項について関係課との協議並びに同法人との協議</p>
⑤ 主な内容
<p>1 連携事項</p> <p>(1) コミュニティ・カーシェアリングの普及促進に関すること</p> <p>(2) 生活困窮者の生活支援に関すること</p> <p>(3) SDG s の普及啓発に関すること</p> <p>(4) 震災伝承に関すること</p> <p>(5) 地域防災と災害対策に関すること</p> <p>(6) 地域の魅力発信や観光振興に関すること</p> <p>(7) その他、目的を達成するために必要な事業に関すること</p> <p>2 協定締結期間</p> <p>協定締結の日から 1 年間（1 年ごとに自動更新）とする。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>協定締結により緊密な相互連携を図ることで、市民との協働によるコミュニティ・カーシェアリング活動等を推進し、安心して暮らせる地域づくりが期待される。</p>

⑦ 他自治体の政策との比較検討
包括連携協定を締結するのは、全国で石巻市が初めてとなる。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和3年7月30日 協定締結式
⑨ その他